

○ 農林中央金庫法施行規則第百二十二条第六号等の規定に基づき、同令第百二十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>（報酬等に関する開示事項）</p> <p>第一条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、<u>定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</u> <u>「号を削る。」</u></p>	<p>（報酬等に関する開示事項）</p> <p>第一条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 対象役員（農林中央金庫の役員（農林中央金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、農林中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受けらる者のうち、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の</p>

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

2|| 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員（農林中央金庫の役員（農林中央金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であって、農林中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務

決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二|| 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三|| 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四|| 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五|| 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

「項を加える。」

執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

3||

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二 特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。以下同額））、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。以下同じ。）及び割増退職金（当該事業年度において農林中央金庫の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項

三 繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。以下同じ。）に関する事項

4|| 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

〔子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項〕

第二条 規則第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔号を削る。〕

〔子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項〕

第二条 規則第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（規則第百五十条第一項第八号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、農林中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額な報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、農林中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

「号を削る。」

2|| 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（規則第百五十条第一項第八号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であつて、農林中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、農林中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

法に関する事項

五|| 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

「項を加える。」

<p>五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項</p> <p>3 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項</p> <p>二 特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において農林中央金庫又はその主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項</p> <p>三 繰延報酬等に関する事項</p> <p>4 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。</p> <p><u>(別紙様式)</u></p> <p>[別紙]</p>	<p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	